



島根県報

平成21年3月13日（金）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を（情 報 政 策 課） 2
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

1 規則の概要

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績の報告について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）
- (2) 島根県卸売市場条例の規定による卸売業者の事業報告書の提出について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等から削ることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）の項の次に次のように加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 （平成15年島根県規則第101号）	第10条	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績の報告
---	------	----------------------------------

別表島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。